

平成 29 年度 第 1 回 北海道支社入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	平成 29 年 7 月 5 日 (水) 北海道支社 3 階会議室	
委員 (五十音順、敬称略)	杉山 隆文 (北海道大学大学院工学研究院教授) 田村 亨 (北海商科大学教授) 富岡 公治 (弁護士) 舟橋 健市 (公認会計士・税理士) 山本 哲生 (北海道大学大学院法学研究科教授) 吉見 宏 (北海道大学大学院経済学研究科教授)	
審議対象期間	平成 28 年 10 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日	
抽出案件	総件数 5 件	備 考
○発注工事	3 件	
・一般競争	- 件	発注工事なし
・条件付一般競争	1 件	・道央自動車道 島松川橋床版取替工事
・拡大型指名競争	1 件	・北海道支社管内 ETC 設備更新工事
・随意契約	1 件	・札幌自動車道 銭函 IC 改築工事
○発注調査等	1 件	・北海道横断自動車道 新光地区土質調査
○発注物品・役務	1 件	・北海道支社管内 ETC 車両検知器購入
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p><b>【入札監視統一事務局の報告】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見等なし</li> </ul> <p><b>「工事審査実施状況」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平均入札参加者数が東日本管内の中で北海道のみ平成 27、28 年度と少ないのが顕著だが、このことについて議論しているのか。</li> </ul> <p><b>【入札・契約手続の運用状況】</b></p> <p><b>「工事等業務の発注状況」</b></p> <p><b>「競争参加資格停止等の運用状況」</b></p> <p><b>「一次苦情及び一次説明処理状況」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見等なし</li> </ul> <p><b>【抽出事案の審議】</b></p> <p><b>「道央自動車道 島松川橋床版取替工事」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施工体制の確認は、低入札の者と対面ヒアリングを行い「適」の評価ですが、点数は割引かれている。これは信用できないということなのか。</li> <li>・低入札価格調査を実施しているが、施行後に満足いくものができるようであれば、調査基準価格が高すぎることも考えられるが、そういった結果に基づくフィードバックは行っているのか。</li> </ul> <p><b>「北海道支社管内 ETC 設備更新工事」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ETC 設備の更新の必要性和利便性について説明いただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 28 年度は回復してきております。断定はできませんが、北海道経済の影響もあると考えています。</li> <li>・低入札価格調査の対象となった場合は、品質・施工体制の履行に対し十分な体制が確保されないリスクがあるため、対面ヒアリングによる確認を実施しておりますが、特に優れたものでない場合は低い評価となります。</li> <li>・床版取替工事については全国的にまだ数が少ないため、数が増えてくれば歩掛も適正なものとなり、調査基準価格も手妥当なものとなって行くと考えております。</li> <li>・技術革新による老朽化の他、お客さまの車両に ETC カードが正しく挿入されていなかった場合の、再度の通信機能や、バーを押し続けて行かれた場合などに、</li> </ul>

<p><b>「札幌自動車道 銭函 IC 改築工事」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・随意契約を行う理由書に、「再度の競争手続に付す時間的余裕が無い。」と記載されているが、それまで実施した契約手続きがいずれも不成立であったと記載されているのであれば、この理由は不要では。</li> </ul> <p><b>「北海道横断自動車道 新光地区土質調査」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし。</li> </ul> <p><b>「北海道支社管内 ETC 車両検知器購入」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機器の購入とあるが、設置まで契約に含まれるのか。</li> <li>・購入後のメンテナンスは購入先の会社が行ってくれるのか。</li> </ul>	<p>事務室から直接復旧ができ、時間短縮につながり利便性が向上する機能が追加されたことなどがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規定では、不成立であったことのほか、供用時期にあわせて工事を完了させなければならないという事業執行上の理由もあり、双方の理由が必要となります。</li> <li>・購入のみで設置は含まれません。</li> <li>・購入会社との契約条件で、製品に対し保守管理に必要な部品を製造中止後5年間以上用意しなければならないことや、故障発生時の保守支援体制を構築しなければならないこととされており、トラブル発生時には対応を依頼する場合があります。</li> </ul>
<p><b>【審議結果の報告】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札方式別に抽出した5件についての工事等の概要、業者選定理由、入札までの経緯の説明を受け、当委員会において審議したところ、適正に処理されています。</li> </ul>	